

長崎市立緑ヶ丘保育所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎市立緑ヶ丘保育所（以下「当保育所」という。）の運営に関し、長崎市立保育所条例（昭和24年長崎市条例第5号。以下「条例」という。）及び長崎市立保育所条例施行規則（昭和36年長崎市規則第51号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 当保育所は、当保育所を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当保育所は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指すものとする。

2 当保育所は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めるものとする。

3 当保育所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 当保育所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当保育所は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当保育所が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員

数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（所長） 1人（常勤1人）

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 員数については、長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24長崎市条例第44号）で定める配置基準以上とする。

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 調理員 一人（※委託）

調理員は、献立に基づく給食の調理業務を行う。なお、当該調理業務は、一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきに委託する。

(4) 看護師 1人（非常勤1人）

看護師は、子どもの健康管理と当保育所全般の衛生管理を行う。

(5) 庁務員 2人（非常勤2人）

庁務員は、当保育所の雑務を行う。

(6) 嘱託医 1人（非常勤1人）

嘱託医は、当保育所の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託歯科医 1人（非常勤1人）

嘱託歯科医は、当保育所の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第6条 当保育所の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当保育所は、特定教育・保育の提供を行う上で必要があるとき又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日を変更することができる。

3 当保育所は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（利用者負担その他の費用等）

第7条 利用子どもの保護者は、条例に定める利用者負担を長崎市に対し支払わなければならない。

- 2 当保育所は、長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第39号）第13条第4項の規定により、別表第1に掲げる費用を徴収する。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第8条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認するものとする。

- 2 当保育所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用子どもの保護者から、当該利用子どもを退所させる旨の申出があったとき。
 - (3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第9条 当保育所の職員は、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第10条 当保育所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第11条 当保育所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対

し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情解決体制）

第12条 当保育所は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

2 苦情解決責任者は、長崎市こども部幼児課長をもって充てる。

3 苦情受付担当者は、当保育所長をもって充てる。

4 第三者委員は、民生委員・児童委員又は自治会会長等の地域の住民の代表者（以下「民生委員等」という。）をもって充てる。

（苦情解決責任者等の職務の内容）

第13条 苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 苦情解決責任者

ア 苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告を聴取すること。

イ 苦情申出人との話し合いによる解決に努めること。

ウ 苦情申出人との協議の際、第三者委員の立ち会い及び助言を依頼すること。

エ 苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告すること。

(2) 苦情受付担当者

ア 利用者からの苦情及び投書等の匿名の苦情を随時受け付けること。

イ 受け付けた苦情及びその改善状況等を全て苦情解決責任者及び第三者委員へ報告すること。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を希望しない場合は、この限りでない。

ウ 苦情受付から解決までの経過と結果について、苦情受付表に記載すること。

(3) 第三者委員

ア 苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告を聴取すること。

イ 苦情内容の報告を受けた旨を苦情申出人へ通知すること。

ウ 利用者からの苦情を直接受け付けること。

エ 苦情申出人及び苦情解決責任者等への助言に関すること。

オ 苦情申出人と苦情解決責任者等との協議への立ち会い及び助言に関すること。

カ 苦情解決責任者等から苦情に係る事案の改善状況等の報告を聴取すること。

キ 日常的な保育所の運営状況把握と意見聴取

(第三者委員の委嘱等)

第 1 4 条 第三者委員は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員とする。

2 第三者委員の任期は、民生委員等の職にある期間とする。

(利用者への周知)

第 1 5 条 苦情解決責任者は、施設内への掲示等により、利用者に対し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知するものとする。

(解決結果の公表)

第 1 6 条 苦情解決責任者は、苦情内容及び苦情解決の結果について、個人情報に関するものを除き、施設広報誌等に掲載し、公表するものとする。

(秘密保持)

第 1 7 条 当保育所の職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 第三者委員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 当保育所は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得るものとする。ただし、特段の理由がある場合又は別に定めのある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第 18 条 当保育所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 19 条の規定による通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項第 1 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 9 条関係）

費用の種類	支払を求める理由	金額
日本スポーツ振興センター 共済掛金	施設の管理下での災害に備えるため	年額 2 4 0 円
行事等に係る費用	教育・保育上必要であるため	実費